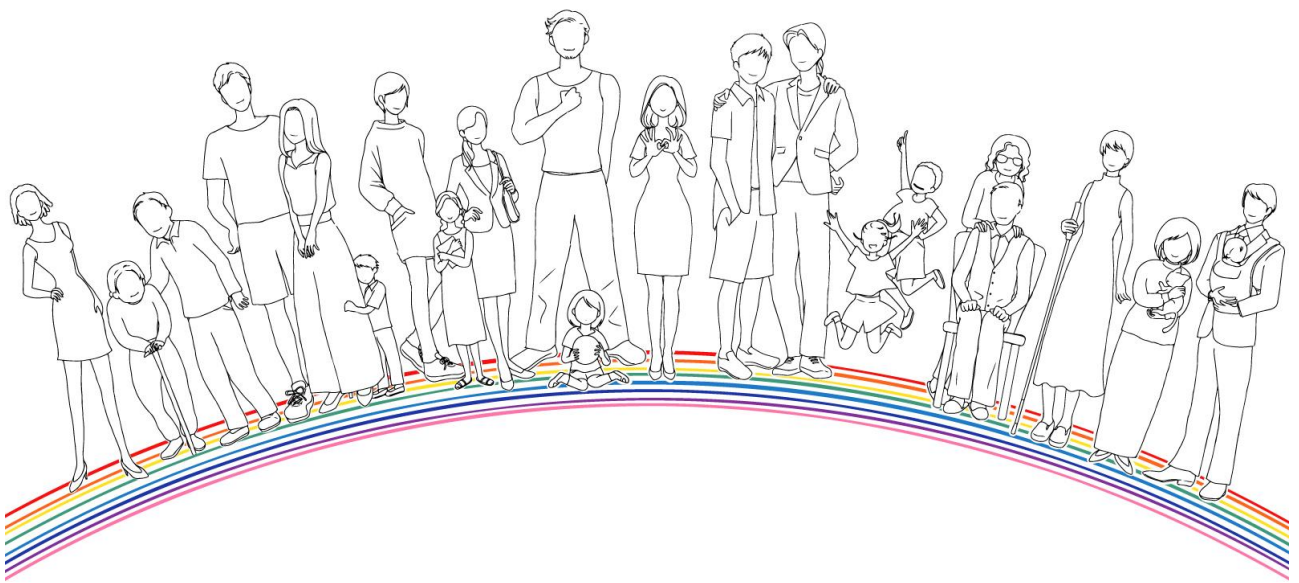


自治会・町内会等の 法人化の手引き



河内長野市
自治協働課

1. 「地縁による団体」の法人格付与について

これまでの自治会・町内会等（以下、地縁による団体）は、「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義での不動産登記や契約締結等ができませんでした。

しかし、地縁による団体では不動産等の資産を保有している場合も多く、これらの団体では会長名義などの個人名義で不動産の登記等を行っているため、名義人が転居や死亡などにより地縁による団体の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題を生じることとなります。こうした問題に対処するために、地縁による団体が一定の手続きのもとに法人格を取得できることで、個人財産と法人財産との混同を防ぐことができるようになりました。また、高齢者等への生活支援や地域交通の維持といった経済活動などを行っている団体についても、法人格を得ることで契約主体として活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、対外的な信用の獲得等、様々な恩恵を受ける可能性があり、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

つまり、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることが、地縁による団体に対し法人格を付与する大きな目的です。

2. 法人格を得るための市長の認可

地縁による団体が法人格を得るためには、市の認可が必要です。地縁による団体は、この市の認可により法人格を得ることとなり、認可地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記にかかる手続きは必要ありません。

3. 地縁による団体の認可要件

地縁による団体が法人格を得るためには、以下の認可の要件をすべて満たしていなければなりません。

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数（過半数以上）の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。この規約には、Ⅰ. 目的 Ⅱ. 名称 Ⅲ. 区域 Ⅳ. 事務所の所在地 Ⅴ. 構成員の資格に関する事項 Ⅵ. 代表者に関する事項 Ⅶ. 会議に関する事項 Ⅷ. 資産に関する事項 が定められていること。

4. 認可申請手続きについて

地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うにあたっては、総会における認可を申請する旨の決定を行った上で、代表者が認可の申請書類を揃えて市長に対し認可を申請することとなります。

【認可申請から登記等までの流れ】

① 事前調整

地縁による団体が認可要件に該当するかどうかの確認
【不動産を所有している、または取得予定の場合】
現に所有している不動産又は所有する予定の不動産の現況把握
不動産を取得することによる各種租税の把握（登録免許税、法人税等）

② 規約等の整理

認可要件で示した項目を備えた規約を整備する必要があります。

※作成した規約（案）など、申請書類について、事前に必ず自治協働課と協議をしてください。

③ 総会において、認可を申請する旨の議決

規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等所有することとなる資産の確定は、同時に総会で決定しておくことが望まれます。

④ 市長に対し認可申請

前述した認可申請書類を添付する必要があります。

⑤ 市長による認可

提出された申請書類を審査の上、認可・不認可の決定。
この認可をもって当該団体は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

⑥ 認可した旨の「告示」

この告示をもって認可を受けた団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります。
また、告示事項に変更があったときは、届出を行わなくてはなりません。

⑦ 団体名義で資産の登記・登録

市が作成する地縁団体台帳の写しを登記申請書に添付し、法務局で手続きを行えば、登記が可能となります。

※登記の手続法及び登録免許税については、法務局にお問い合わせください。

【認可申請書類】

① 認可申請書

② 規約

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの

④ 構成員の名簿

構成員全員の氏名、住所を記載したもの。構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問わないものであるため、会員である場合には子供の名前なども記載する必要があります。

⑤ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。

一般的には、前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等。ただし、当該報告書の内容として、具体的な活動内容がわかる程度の記載は必要です。また、広く地域的な共同活動の内容を記載することとし、特定活動のみを記載することのないよう注意が必要です。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録

署名人の署名又は記名押印のあるものと、申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるものが必要です。

5. 認可後の地縁による団体について

地縁による団体の代表者が、申請書類により市長に認可の申請を行い、市長は当該団体が認可の要件に該当していると認めるときは、当該団体に対し認可を行い、その認可をもって当該団体は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

また、認可を受けた地縁による団体が法人格を得たことを市長が告示することで、第三者に対抗できることとなります。このため、法人格を得たあとも、下記の告示事項に変更があった場合は、届出を行わなければなりません。

[告示事項]

名称、規約に定める目的、区域、事務所、代表者の氏名及び住所、裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）、代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）、規約に解散の事由を定めたときはその事由、認可年月日

また、認可を受けた地縁による団体は、権利能力を得ることにより、法人としてそれ以前とは異なった法的な位置付け及び取扱がなされることとなります。

- ① 団体名義で資産の登記・登録ができます。また、登記申請書に登記権利者が添付する書類としては、認可を行った市が作成する地縁団体台帳の写しによる証明が必要となります。この証明書は、証明書交付請求書を市長に提出して交付を受けることとなります。
- ② 規約を変更する場合には、規約変更認可申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類を添えて、市長に認可を申請し、認可を受ける必要があります。
- ③ 認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠ったときなどに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなります。

地縁による団体は、認可を受け法人格を取得したことにより法的な位置付け及び取扱いは変わりますが、団体自身の性格等は変わるものではありません。

また、市長は、認可を受けた地縁による団体が認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

【認可地縁団体証明書が発行など】

① 認可地縁団体証明書（自治協働課で受付）

「証明書交付請求書」により交付します。手数料は1部300円。

※告示後、発行できます。

② 認可地縁団体の印鑑登録（自治協働課で受付）

【印鑑登録できる人】

認可地縁団体の代表者本人のみ

【印鑑登録に必要なもの】

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・代表者の個人印（個人の印鑑登録されたもの）と印鑑証明
- ・登録する団体印

【印鑑登録証明書の交付請求】

「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」により交付します。手数料は1部300円。※認可地縁団体の印鑑登録手続き後、発行できます。

6. 認可地縁団体の届出義務

認可を受けた地縁団体は、告示事項や規約を変更する時は、市長へ届出する義務があります。

① 告示事項を変更する場合

任期満了による代表者の変更など、告示事項の変更がある場合は、変更の旨を証する書類を添えて「告示事項変更届出書」を提出してください。

【告示事項】

名称、規約に定める目的、区域、事務所、代表者の氏名及び住所、裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）、代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）、規約に解散の事由を定めたときはその事由、認可年月日

② 規約を変更する場合

規約を変更する場合には、「規約変更認可申請書」に、規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類を添えて、市長に認可を申請し、認可を受ける必要があります。

7. その他

【規約例と規約作成上の留意事項】

規約の内容は、認可要件の判断の主要な部分を担っており、地縁による団体の組織活動のあり方を律するものとして重要な位置付けをなすものです。次頁以降、規約の参考例を示します。

〇〇自治会（町内会）規約（会則）例

第1章 総 則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 二 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 三 集会施設の維持管理
- 四 ○○○○○○○○○○○○○○
- 五 ○○○○○○○○○○○○○○

地縁による団体の目的は、広く地域的な共同活動を行うものである必要があり、その活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

地方自治法上団体の名称についての制限はありません。

（区域）

第3条 本会の区域は、河内長野市〇〇町××番△△号から××番△△号までの区域とする。

地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。ただし、河川や道路による区域の表示（例・河内長野市〇〇町××のうち××川の北の区域）も、市内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されると考えられます。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、大阪府河内長野市〇〇町××番△△号に置く。

事務所は、代表者の自宅に置くか、集会施設に置くのが一般的です。また、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能です。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は、規約に金額を含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会手続は、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとし、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなことは認められません。

また、「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該団体による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、社会通念上客観的に妥当と認められる場合をいうものです。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- 一 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- 二 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

退会手続は、入会手続と同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要があり、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、慎重な手続等の下に資格を停止するような扱いとすべきです。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 〇人
- 三 その他の役員 〇人
- 四 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - 二 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - 三 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 四 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき、規約の改正などの法律上総会の専権事項とさせるものについては規約をもって他に委任することはできません。

なお、総会で議決すべき重要事項には、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれます。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めるとき。
- 二 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 三 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また地方自治法第260条の4の規定により、毎年終了後3ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。

第2項の「5分の1」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことがないように留意する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

開催請求に対しては、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。開催の通知は、地方自治法第260条の15の規定により「少なくとも5日前までに」行う必要があります。

また、総会の場所を確保せず、直接集まって意見を述べたい会員にその機会を設けない「書面のみによる総会」の開催は、認められません。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

一 ○○○○○○○○○○○○○○○

二 ××××××××××××××××

(総会の書面表決権等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

「電磁的方法による表決」とは、例えば電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーションを利用した表決などが該当し得ます。これにより、書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決を行う会員が相当数見込まれる状況においては、実際に集まらずとも、Web 会議、テレビ会議、電話会議などにより相互に議論できる環境で総会を開催することも可能です。(ただし、書面のみによる総会の開催は認められません。)

従来の自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。それらを勘案して、第21条第2項の規定(特定事項について世帯の表決権を1票とすること)を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決、規約に定めることとなる事項については、同項の適用は認められません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは適当とは考えられません。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- 三 開催目的、審議事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 会費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

法人格の取得により、団体名義で資産の登記・登録をすることが可能となります。資産については規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産の構成等を定めておく必要があります。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、会の活動上重要な資産の処分には総会の議決を要することとすることがあります。このため、第31条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければ

ばならない。

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから総会の議決又は承認にかからしめることが必要です。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ河内長野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

①破産、②認可の取消、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に、当該地縁による団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は団体自体の解散の両方を含む。）することとなります。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

営利法人に寄付したり会員に分配する旨を定めることは、地縁による団体の目的に鑑み適切とは思われません。従って、規約においては、帰属権利者を指定する方法を定めることが適切と考えられます。ただし、この場合も、営利法人などを帰属権利者として指定することは適当でないことから「本会と類似の目的を有する団体」や地方公共団体に限定して帰属権利者を指定する旨規定することが適当です。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、地縁による団体にとって重要な決定事項であることから、総会員の「4分の3」以上の議決を得ることが望ましいと考えられます。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画書及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会でもよいのですが、必ず委任することについての総会の議決を得る必要があります。
なお、細則としては、「弔慰金規定」や「旅費規定」などが挙げられます。

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成27年に地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

2 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

3 申請の流れ

(1) 事前準備

- ・ 書類の作成等を市と相談。
- ・ 地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等。

(2) 総会の開催

- ・ 規約に従い、総会を開催。

【協議事項】

【作成資料】

- ①申請不動産の所有に至った経緯について議決 → 総会議事録
(保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合)
- ②特例適用を申請する議決 → 公告申請書

(3) 申請

【提出書類】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

③認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録

ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類

④申請者が代表者であることを証する書類

⑤地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(4) 審査

- ・申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

(5) 公告

- ・要件を満たしている場合、下記の事項について市が3カ月以上の公告を実施

【告示事項】

- ① 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(6) 情報提供

- ・異論がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施

登記

- ・申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記

4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること(2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること |
|--|

①申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

② ①のほか、

- ・公共料金の支払領収証
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

③ ②の資料が入手困難な場合、入手困難な理由書を提出するほか、

- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の

所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面

- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

①下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

② ①の資料が入手困難な場合には、入手困難な理由書を提出するほか、

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、**登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。**

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、**所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。**

5 その他

当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。